

## 上越市中山間地域振興作物生産拡大事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化及び高齢化が進行している中山間地域の農地の荒廃を防ぎ、農地の有効活用、農地の多面的機能の保全及び農業所得の向上を図るため、中山間地域の農地に振興作物を作付けるために要する経費について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中山間地域 上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に規定する中山間地域又は中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）第4の2に定める対象農用地が存する区域となり得る地域をいう。
- (2) 農地 農業委員会が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断していないものをいう。
- (3) 振興作物 販売を目的に栽培する作物（水稻又はこれに類する作物を除く。）をいう。
- (4) 農地の再生作業及び営農定着作業 排水対策、深耕、土壌改良、営農資機材の調達、肥培管理等を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する人及び団体とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者
- (2) 要領第6の2に規定する集落協定又は個別協定を締結している団体
- (3) 農家組合
- (4) 農業者3戸以上で構成する団体
- (5) その他市長が認める人又は団体

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生産面積が10アール以上の中山間地域の農地において、本市と事前に協議し、決定した振興作物を栽培するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 農地の再生作業及び営農定着作業
- (2) 種苗販売業者からの種苗の購入

(補助対象農地)

第5条 補助対象事業を行う農地は、次のいずれかに該当する農地とする。

- (1) 中山間地域において、作物を栽培していない農地
- (2) 中山間地域において、水稲の作付けが困難な状態となり、休耕地となるおそれのある農地
- (3) その他市長が認める農地

(補助対象経費及び補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる経費とする。

2 前項に規定する補助対象経費は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を除くものとする。ただし、申請時において、免税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務を免除される事業者をいう。）又は簡易課税制度採択者（同法第37条の規定により中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者をいう。）に該当する場合にあっては、消費税を含む補助対象経費とすることができる。

3 補助金の額は、補助対象経費の区分に応じ、別表右欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

4 補助金の交付は、一のほ場につき、1回を限度とする。ただし、別表1の項に掲げる補助対象経費と同表2の項又は3の項に掲げる補助対象経費を同時に申請する場合にあっては、当該申請を1回とみなすものとする。

5 一の補助対象者は、一のほ場につき、別表2の項に掲げる補助対象経費及び同表3の項に掲げる補助対象経費を同時に補助対象経費とすることはできない。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業を実施するほ場の地番、地目、面積等が分かる書類
- (2) 補助対象事業を実施するほ場の現況写真
- (3) 第3条第3号に掲げる団体にあつては、団体の規約又は法人の定款及び構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第8条 規則第4条の規定により付する条件は、災害等やむを得ない場合を除き、事業実施

の翌年度以降 3 年間は継続して補助事業の振興作物を栽培及び出荷しなければならないこととする。

(実績報告書の添付書類)

第 9 条 規則第 8 条第 1 項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、山菜、アスパラガス、らっきょうその他の植付けから収穫まで複数年を要する振興作物を作付けするときは、第 6 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業実施状況報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 重機の借上げ、種苗の購入等を行った場合は、その請求書又は領収書の写し
- (4) 作業日報
- (5) 補助対象事業の実施中及び完了後の写真
- (6) 振興作物を出荷したことを証明する出荷伝票その他の書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の場合において、補助事業者は、補助対象農地における本市の現地確認を受けなければならない。

(交付年度以降の出荷状況等の報告)

第 10 条 補助事業者は、事業実施の翌年度以降 3 年間は、毎年度、前条第 1 項第 6 号に規定する書類又は同項ただし書の規定により書類の添付を省略した場合にあっては、管理、成育状況等を記した書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事情により、事業実施の翌年度以降 3 年間継続して、栽培及び出荷ができない場合は、市長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市中山間地域振興作物生産拡大事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市中山間地域振興作物生産拡大事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額（10アール当たり）
1 農地の再生作業及び営農定着作業に要する経費	要する経費の実費相当額とし、7万5,000円を限度とする。
2 種の購入に要する経費	要する経費の実費相当額とし、8,000円を限度とする。
3 苗の購入に要する経費	要する経費の実費相当額とし、10万円を限度とする。

備考 種苗の購入に要する経費は、自ら種苗を採取する場合の旅費、食糧費等の経費及び種苗の販売を業として行っていない人及び団体から購入する場合の購入費を除く。